

海外療養費の支給について

支給対象となるのは、海外渡航中などに急な疾病及び負傷でやむを得ず治療を受けた場合で、保険者が認めるものです。

次の①～③に該当する場合は支給の対象とはなりません。

- ① 治療を目的として海外へ渡航し、治療を受けた場合
- ② 日本では保険適用とされていない治療を受けた場合
- ③ 海外の公的保険の給付を受け、医療費の負担をしていない場合

また、支給額は日本の保険医療機関で同様の疾病等について給付を受ける場合を基準に支給額を決定しますので、実際に支払った金額とは異なりますので、ご了承ください。

《海外療養費の申請に必要なもの》

海外療養費を申請される方は、下記のものをご用意ください。

- ① 療養費支給申請書（世帯主の印、世帯主名義の金融機関口座）
- ② 診療内容明細書
- ③ 領収明細書
- ④ 領収書（原本、コピー不可）
- ⑤ ②～④の翻訳文（翻訳者の住所、氏名、電話番号の記載と押印があるもの）
- ⑥ 同意書（受診者本人または親権者のサイン・押印が必要になります）
- ⑦ 国民健康保険被保険者証
- ⑧ 受診者のパスポート原本（日本および診療を受けて国への出入国の確認のため、コピー不可）

※①～③は暦の1カ月単位で医療機関ごとに入院・外来別に必要です。

《申請窓口》

申請場所 立川市福祉保健部保険年金課 市役所1階6番窓口
窓口サービスセンター

《その他》

- 申請は治療を受けた日の翌日から2年以内に行ってください。（申請時効）
- 申請を受け付けてから支給決定、あるいは不支給決定まで、約3か月程度かかります。
- ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

立川市保険年金課医療給付係 042-523-2111